

新型コロナウイルス感染症に係る 帰国者・接触者相談センターの設置について

令和2年2月5日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部
〔京都府健康福祉部健康対策課〕
田中課長(075-414-4722)

中華人民共和国湖北省に渡航歴のある府民等で、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合に、適切に医療機関に受診できるよう、従来の専用相談に加え、「帰国者・接触者相談センター」を開設しますので、広く府民への御周知をお願いします。

○帰国者・接触者相談センター（開設日：令和2年2月6日）

1 健康対策課

受付時間： 平日 8:30～20:00（時間延長）
土・日・祝日 8:30～17:15

075-414-4726

※一般相談についても、引き続き、上記の時間のおり受け付けます。

2 保健所

受付時間： 平日 8:30～17:15

保健所	電話
乙訓保健所	075-933-1153
山城北保健所	0774-21-2911
山城南保健所	0774-72-0981
南丹保健所	0771-62-2979
中丹西保健所	0773-22-6381
中丹東保健所	0773-75-0806
丹後保健所	0772-62-4312

※一般相談についても、引き続き、受け付けます。

3 相談センターでの対応

新型コロナウイルス感染症の疑いのある方（※）に、医療機関を紹介し、受診方法等についてお伝えします。

- 37.5℃以上の発熱又は呼吸器症状を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴(*)があるもの
- 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していたもの
- 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴(*)があるもの
- 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

*濃厚接触とは、同居あるいは長時間の接触（車内、航空機等を含む）をいう

